

水産海洋研究 投稿規程

1. 本誌は水産海洋学会の国内誌であり、原著論文および総説論文の第 1 著者、ならびにシンポジウム報告とりまとめを行うコンビーナーは本学会会員に限る。ただし、会員外の共著者を含むことができる。
2. 投稿報文として、水産海洋学に係わる未公表の原著論文、総説論文、シンポジウム報告、情報、エッセー、本の紹介を受け付ける。情報は、特異な水産海洋現象やめずらしい生物採集の事例報告、新たな概念や分析・調査手法およびデータの紹介、研究集会の案内・報告などをその内容とする。掲載された報文の著作権は本学会に帰属する。
3. 原著論文および総説論文の原稿は和文または英文で書く。その他の原稿は原則として和文とする。
4. 原稿は「原稿の書き方」にしたがって作成する。原稿の表題ページ右上に原稿の種類（原著論文、総説論文、シンポジウム報告、情報、エッセー、本の紹介）を明記する。
5. 原著論文、総説論文は図表を含めて 10 印刷ページ以内を原則とし、無料とする（タイトル、著者名、所属および要旨を除き、概ね本文 15,000 字、8 つの図表、20 個の引用文献から構成される論文の分量に相当する）。カラーページ印刷の費用は別途定める料金に従い著者が負担する。
6. シンポジウム報告は 1 課題全体で 15 印刷ページ以内を原則とする。カラーページ印刷の必要がある場合には、別途定める料金に従い費用をコンビーナーが負担する。コンビーナーは著者との協議によって原稿を作成し、原稿の量と内容が印刷に適していることを確認の上で編集委員長に提出する。
7. 原著論文、総説論文、シンポジウム報告とともに、上記印刷ページ数を超える印刷費用は別途定める料金に従いそれぞれ著者またはコンビーナーが負担する。
8. 原著論文および総説論文は査読付き論文であり、原則 2 名の査読者による査読を経て編集委員会が採否を決定する。その他の原稿については編集委員会が掲載可否を判断し校閲を行い、その結果により著者またはコンビーナーに修正を求める。
9. 著者校正は初校のみとする。シンポジウム報告の初校はコンビーナーが行う。初校では、印刷過程で生じた誤植、レイアウトの不備、誤字や脱字の修正を行う。それら以外の原稿内容の変更は原則として認めない。
10. 初校以後の図表等の修正に必要な費用は著者が負担する。
11. 水産海洋研究に掲載された原著論文、総説論文およびシンポジウム報告については、著者あるいはコンビーナーに PDF ファイルを電子メールで無料進呈する（CD 等を希望する場合には、経費を著者またはコンビーナーが負担する）。別刷りを希望する場合は、著者またはコンビーナーの負担とする。
12. 著者は原則として原稿ファイルを水産海洋学会編集委員長宛に電子メール等で送付する。なお、原稿ファイルは原則として本文と図表を一つの PDF ファイルにまとめたものとし、査読・編集の参考資料として本文・図表説明等のテキストを文書ファイル（MS Word 等）で付す。シンポジウム報告の原稿については、コンビーナーが原稿ファイルを水産海洋学会編集委員長宛に電子メールで送付する。

附 則

本規程は、一般社団法人としての設立登記を行った日から施行する。

2. 2015 年 11 月 18 日一部改正
3. 2017 年 3 月 22 日一部改正
4. 2019 年 11 月 5 日一部改正